

熊本県豊かな森林の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 2 8 号

熊本県豊かな森林の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県豊かな森林の保全に関する条例（令和 8 年熊本県条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(使用及び収益を目的とする権利)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(届出を要する土地売買等の契約)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
- (2) 売買契約
- (3) 交換契約
- (4) 地上権に関する契約
- (5) 地役権に関する契約
- (6) 使用貸借に関する契約
- (7) 賃貸借に関する契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書（別記第 1 号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前条各号に定める契約（以下この条において「土地売買等の契約」という。）に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第 8 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の職業（法人にあっては、その業種）及び電話番号
- (2) 土地売買等の契約の当事者の国籍等（自然人にあっては、その国籍の属する国又

は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいい、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第 2 の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあっては、その旨を含む。次号アにおいて同じ。）

(3) 土地売買等の契約の当事者が法人である場合には、次に掲げる事項

ア 代表者の国籍等

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(ア)又は(イ)に掲げる事項

(ア) 同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める場合 当該国籍等

(イ) 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合 当該国籍等

(4) 土地売買等の契約の種類

(5) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

4 条例第 8 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

ア 分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に掲げる森林整備法人

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ウ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人

(2) 条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者（以下この号において「電気事業者」という。）が行う同項第 16 号に規定する電気事業（以下この号において「電気事業」という。）に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備（これらに類する設備を含む。）の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理

イ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下この号において「認定電気通信事業者」という。）が行う同項に規定する認定電気通信事業（以下この号において「認定電気通信事業」という。）に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備（これらに類する設備を含む。）の設置又は認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業に関する設備の管理

(3) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

5 条例第8条第3項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記第2号様式）を提出して行うものとする。

（身分証明書）

第6条 条例第10条第3項の証明書は、身分証明書（別記第3号様式）によるものとする。

（公表の方法）

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第7条まで及び別記第1号様式から別記第3号様式までの規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者(土地所有者等)

住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

熊本県豊かな森林の保全に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者

		所有権等の移転又は設定をしようとする者(売主等)	所有権等の移転又は設定を受けようとする者(買主等)
全 て の 届 出 人	氏名 1		
	住所 2、3	〒 -	〒 -
	連絡先 電話番号 メールアドレス 3	☎ ✉	☎ ✉
	職業・業種		
	国籍等 4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:)	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) ☐ 不明 8
届 出 人 が 法 人 の 場 合 の み	代表者の氏名 国籍等	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:)	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) ☐ 不明 8
	役員等 5	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一の国又は地域 ⁷ の者が役員等の過半を占める (国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない 7	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一の国又は地域 ⁷ の者が役員等の過半を占める (国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない 7 ☐ 不明 8
	議決権 6	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一の国又は地域 ⁷ の者が議決権等の過半を保有 (国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない 7	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 ☐ 日本国籍以外の同一の国又は地域 ⁷ の者が議決権等の過半を保有 (国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない 7 ☐ 不明 8

- 1 法人の場合は名称。
- 2 法人の場合は本店の所在地。
- 3 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出。
- 4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載。
- 5 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は 4と同様。
- 6 議決権保有者が法人である場合は 4と同様。
- 7 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択。
- 8 届出者が把握できる範囲で記入。不明である場合は「☐ 不明」にレ印で選択。

2 契約に係る土地の所在等

(1) 土地に関する事項

所 在	地目	面 積(m ²)	現 況
		m ² ☐ 実測 ☐ 公簿	
		m ² ☐ 実測 ☐ 公簿	
		m ² ☐ 実測 ☐ 公簿	
合計	筆	m ²	
契約後における 土地の利用目的			

(2) 契約に係る事項

契約を締結しようとする年月日	年 月 日		
契約の種類	☐ 権利の移転(☐ 売買 ☐ 贈与 ☐ 交換 ☐ その他) ☐ 権利の設定		
契約に係る権利の種別及び内容	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 地役権 ☐ 使用貸借による権利 ☐ 賃借権		
	期間の定めがある場合は、その内容		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

3 添付書類

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

注1 該当する□にレ点を記入すること。

2 「所在」の欄は、契約に係る土地について、市町村名から記載すること。

全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が複数あるため記載できない場合は、「外○筆(別紙記載)」とし、別紙に記載の上、添 付すること。

3 「面積」の欄は、原則として実測面積を記載すること。

実測面積が不明な場合は、登記簿に記載された面積を記載すること。

4 届出いただいた個人情報は、「熊本県豊かな森林の保全に関する条例」に基づき、当該事務を適切に実施するために利用します。

また、事務の遂行に必要な範囲において、関係市町村および関係各課と情報を共有する場合があります。

これらの情報は、利用目的の範囲を超えて利用または第三者へ提供することはありません。

別記第2号様式(第5条関係)

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者(土地所有者等)
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、
氏 名 名称及び代表者の氏名)

熊本県豊かな森林の保全に関する条例第8条第1項の規定により届け出た事項に変更があったので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

当 初 の 届 出 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
変 更 す る 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後

別記第3号様式(第6条関係)

(表)

写 真		第 号
	身 分 証 明 書	年 月 日
	所属	
	氏名	
	有効期限	

上記の者は、熊本県豊かな森林の保全に関する条例第 10 条第 2 項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。

熊本県知事 印

(裏)

熊本県豊かな森林の保全に関する条例（抜粋）

（報告の徴収、立入調査等）

第10条〔略〕

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第8条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第12条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1）・（2）〔略〕

（3） 第10条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者